

所沢市体育協会加盟規程

第1条 この規程は所沢市体育協会規約（以下「規約」という。）第14条第4項に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 加盟団体とは規約第14条第1号から3号に規定する団体をいう。

（報告及び届出義務）

第3条 加盟団体は、毎事業年度終了後、次の書類を添えて事業の状況を報告しなければならない。

- (1) 規約
 - (2) 事業計画
 - (3) 事業報告書
 - (4) 予算書
 - (5) 決算書
 - (6) 役員名簿（会員名簿）
 - (7) その他協会が必要とするもの
- （負担金）

第4条 加盟団体は、毎年度別表により負担金を納入しなければならない。

（新規加盟団体）

第5条 本会に新たに加盟しようとする団体は、その代表者により次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。ただし、1種目1団体とする。

- (1) 加盟申込書
- (2) 規約事業計画
- (3) 所属加盟団体一覧表
- (4) 役員名簿（役職名・氏名・住所・職業）
- (5) 過去2年間の事業概要及び決算書
- (6) 当該年度の事業計画及び予算
- (7) その他、本会が必要とするもの。

（退会）

第6条 本会を退会する団体は、団体長名をもって本会会長に脱会届けを提出すること。

別表

負担金一覧表（1連盟、1支部）

競技団体	年額 3,000円
支部体育団体	年額 世帯数×10円
学校体育団体	年額 3,000円

所沢市体育協会加入申込書

所沢市体育協会長 様

今般所沢市体育協会の趣旨に賛同し加入したいと思いますので、別紙必要書類を添えて申込みいたします。

平成 年 月 日

団体名

所在地

代表者名

印

《必要書類》

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 1) 規 約 | 1 通 | 2) 年間事業報告 | 1 通 |
| 3) 年間事業計画 | 1 通 | 4) 収支決算書 | 1 通 |
| 5) 収支予算書 | 1 通 | 6) 役員表 | 1 通 |
| 7) 組織構成表 | 1 通 | | |

所沢市体育協会への加盟に関する審査基準

所沢市体育協会への加盟に関する審査基準を次のとおり定める。

第1条 この基準は、所沢市体育協会加盟規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、新たに所沢市体育協会（以下「協会」という。）に加盟しようとする競技団体（以下「新規団体」という。）の加盟に関する審査基準について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 協会は、新規団体から提出された加盟申請書を受理したときは、協会競技団体部会（以下「部会」という。）に意見を求めるものとする。

第3条 部会の長は、次の各号に掲げる審査基準に添って、部会の委員から加盟に関する意見を聴取するものとする。

- (1) 年間事業計画、予算、役員、組織などが、会員、又は構成員によって承認されていること。
 - (2) 市民を対象とした大会を開催していること、又は大会の開催が可能なこと。
 - (3) 会員、若しくはチーム登録については、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を受け入れる組織体制になっていること。
 - (4) 同一種目の団体、又はサークルなどが、所沢市内で活動を行っている場合、同一種目一団体の趣旨に添ってこれを受け入れる組織体制があること。
 - (5) 日本体育協会、埼玉県体育協会など上部団体の傘下にあること。
 - (6) アマチュア・スポーツ発展のための精神を基調とし、営利を目的とした会員やチームの募集、又は大会の開催などを行う恐れがないと認められること。
- 2 部会の長は、部会での審査の結果を常任理事会に報告するものとする。

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成12年6月10日より施行する。